

2015年4月23日

筒井哲郎

中間貯蔵施設の先は不明

1. 放射性廃棄物の処理手続き

現在環境省は、福島県浜通りの福島第一原発周辺で帰還困難区域になっている町の地権者から所有地を買い上げて、除染によって発生した大量の放射性廃棄物を保管する中間貯蔵施設を建設しようとしている。環境省はすでに福島県知事の了解を得て、立地自治体首長および地権者たちと交渉を始めた。

地元住民のリーダーのひとり、双葉町の前町長・井戸川克隆氏は、その著書で次のことを主張している（注1）。

- 1) せめて産業廃棄物並の扱いをすべきである。
- 2) 中間貯蔵施設設置の合意形成は、現状では環境省と県知事との間だけで行われているが、地権者および基礎自治体首長の合意が優先されなければならない。
- 3) 現在、中間貯蔵施設に保管されようとしている放射性廃棄物は、東京電力が発生責任者であることを認めなければならない。同社は放射性飛散物を「無主物」と主張して、福島県二本松市のゴルフ場、サンフィールド二本松ゴルフ倶楽部と係争中である。東京電力は直ちにその訴訟を取り下げ、地権者および基礎自治体首長に謝罪しなければならない。当然、除染の責任も東京電力にあることを認めなければならない。そもそも一企業が起こした原発事故に対して、天災に対処することを目的とした「災害救助法」を適用していることが間違っている。

産業廃棄物のうち、毒性や可燃性の「特別産業廃棄物」については、運搬・処理に関してすでに厳格な手順が規定されていて、広く励行されている。すなわち、「産業廃棄物管理票」（通称「マニフェスト」）を作成して、最終処分まで排出者が責任をもつことが義務付けられている。

一方、原発事故後の除染によって発生した放射性廃棄物の取り扱いについて、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センターのホームページには、移動についての記録を、上記の「特別管理産業廃棄物」同様に「電子マニフェスト」で行うことができることを謳っている（注2）。そして「仮置き場から中間貯蔵施設及び施設内の移動を管理できます」といってはいるが、その先の移動も処分も触れてはいない。つまり、最終処分方法を決めてはいないし、搬出するのかどうか決めてはいない。そして、「電子マニフェスト」の保存期間を30年以上としているが、30年後に搬出するのかどうか、最終処分はどのような方法で行うのかについては述べていない。

「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」のサンプルは、図1の通りである（注3）。一見して分かるように、事業者（排出者）、廃棄物の性状（毒性など）、移動の履歴、最終処理形態を記載して、最終的には都道府県知事に届け出るよう義務付けられている。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票					
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	20000000020	整理番号	
事業者	氏名又は名称	住所 〒	電話番号	事業場	名称
排出者	住所 〒	電話番号	所在地 〒	電話番号	
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)	産業廃棄物の名称
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)	
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鉱さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)	有害物質等
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)	
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)	処分方法
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)	
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)	備考・通信欄
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等		
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石棉等		
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥			
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7423 鉱さい(有害)	<input type="checkbox"/>		
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)				
最終処分の場所	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり				
運搬受託者	氏名又は名称	住所 〒	電話番号	事業場	名称
処分受託者	氏名又は名称	住所 〒	電話番号	事業場	名称
運搬の委託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領印		運搬完了年月日	平成 年 月 日
処分の委託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	受領印		処分完了年月日	平成 年 月 日
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)				数量(及び単位)
					有価物数量
					最終処分完了年月日
					平成 年 月 日
	発行元：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会				照合確認
					B 2票 平成 年 月 日
					D 票 平成 年 月 日
					E 票 平成 年 月 日

図1.産業廃棄物管理票（マニフェスト）の標準様式

一般産業設備においては、事業者は周辺住民の健康や環境に影響を及ぼさないように周到な配慮をし、行政当局もそれが履行されるように監視している。しかし、原発にだけは、その種の社会的なルールや慣行が外されて、事業者の野放図な振る舞いが許されている。この状態を放置してはいけない。

注1. 『なぜわたしは町民を埼玉に避難させたのか』 駒草書房、2015年

注2. 「放射性物質汚染土壌等管理システムの概要」

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/wasteinfo/temp.html>

この場合の「電子マニフェスト」のサンプルを筆者は Download できなかった。

注 3. 公益社団法人全国産業廃棄物連合会「マニフェストの記入方法」

<http://www.shokusan.or.jp/manifest/main/kinyuu/index.html>